

省令案の概要に関する参考資料

電気通信事業における会計制度に係る法的枠組み

電気通信事業法

(会計の整理)

第二十四条 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(禁止行為等)

第三十条 略

5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 略

13 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第二種指定電気通信設備を設置する事業者であって、収益ベースのシェアが25%を超える場合に、適正な競争関係を確保するために必要があると認めて総務大臣が指定した者

省令

電気通信事業会計規則

【目的】

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること

禁止行為等規定適用事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすること

法第30条第5項に規定する「第1項の規定により指定された電気通信事業者及び…第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」

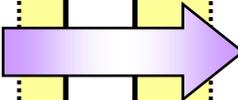
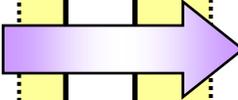
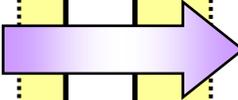
電気通信事業会計

第一種指定電気通信設備接続会計規則

【目的】

第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること

接続会計



電気通信事業会計と接続会計

電気通信事業分野の会計制度は、電気通信事業会計と接続会計に大別される。

電気通信事業会計の損益計算書上の損益については、同会計における指定電気通信役務損益明細表や基礎的電気通信役務損益明細表等において、役務区分別に整理・計上される。

また、電気通信事業会計の損益計算書上の費用と貸借対照表上の資産は、接続会計において、設備区分別に整理・計上される。

【電気通信事業会計】

(損益計算書)

経 常 損 益	営 業 損 益	電気通信事業損益
		収益
		(何)収入
		費用
		営業費
		運用費
		施設保全費
		共通費
		管理費
		試験研究費
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
	(何)業損益	
	営業外損益	
	特別損益	

役務区分別

(指定電気通信役務損益明細表)

基本料	市内通話	市外通話	公衆電話	一般専用	高速デジタル伝送
-----	------	------	------	------	----------	----	----	----

設備区分別

【接続会計】

端末伝送路	主配線盤	端末交換設備	中継交換設備	信号網設備	番号案内DB	県間伝送路	サービス活動	..
管理部門								利用部門			

接続会計における設備区分の見直しについて

現行接続会計における設備区分

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
(何) 公衆電話設備
主配線盤～端末系交換設備伝送路
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備間伝送路
群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路
群タンデム交換設備
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に係るもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に係るもの)
中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)
信号網設備
呼関連データベース
番号案内データベース
PHS接続装置
総合デジタル網加入者モジュール
専用加入者線装置モジュール
主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路
専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～相互接続点伝送路
(何) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路

指定外県内伝送路
県間伝送路
機械設備
端末設備
(何) 付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動

網使用料算定根拠上の設備区分等

【網使用料算定根拠で用いられる設備区分】

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	
回線管理運営	端末回線伝送機能
上記以外	端末回線伝送機能
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	端末回線伝送機能
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	端末回線伝送機能
公衆電話設備	公衆電話機能
デジタル公衆電話設備	公衆電話機能、光信号中継伝送機能
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	加入者交換機接続伝送専用機能、光信号中継伝送機能
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSM-I)	加入者交換機接続伝送専用機能
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)	加入者交換機接続伝送専用機能
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	通信路設定伝送機能、ルーティング伝送機能
端末系交換設備間伝送路	光信号中継伝送機能
群タンデム交換設備	
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(音声)	光信号中継伝送機能、ルーティング伝送機能
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(データ)	光信号中継伝送機能
中継系交換設備(音声)	
中継系交換設備(データ)	ルーティング伝送機能
-	-
信号網設備	光信号中継伝送機能
呼関連データベース	呼関連データベース機能
番号案内データベース	
番号案内設備	光信号中継伝送機能、番号案内機能、手動交換機能
手動交換設備	
PHS接続装置	-
総合デジタル網加入者モジュール	
インタフェース加入者モジュール折返し機能	折返し通信路設定機能、光信号中継伝送機能
専用加入者線装置モジュール	通信路設定伝送機能、光信号電気信号変換機能
専用線ノード装置	通信路設定伝送機能
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	通信路設定伝送機能、光信号中継伝送機能
専用線ノード装置～相互接続点伝送路	通信路設定伝送機能、光信号中継伝送機能
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路	通信路設定伝送機能、光信号中継伝送機能

通信設備
スプリッタ(DSL)
上記以外
端末設備及び付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動
回線管理運営

【現行接続料規則における機能】

接続会計における設備区分の見直しについて

現行

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)

主配線盤～端末系交換設備伝送路
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

端末系交換設備間伝送路
群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路
群タンデム交換設備
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に係るもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に係るもの)

中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)
信号網設備
呼関連データベース
番号案内データベース

PHS接続装置
総合デジタル網加入者モジュール
専用加入者線装置モジュール

専用線ノード装置
主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～相互接続点伝送路

(何) 公衆電話設備
(何) 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路

指定外県内伝送路
県間伝送路
機械設備
端末設備
(何) 付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動

改正案

端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
公衆電話設備
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) うち加入者交換機接続伝送専用機能に係るもの
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) うちルーティング伝送機能に係るもの

端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) うちルーティング伝送機能に係るもの

中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) うちルーティング伝送機能に係るもの

信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備
手動交換設備

折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール うち光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置

専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
呼関連データベース
(何)

光信号中継伝送機能に係る設備

指定外電気通信設備

(何) 付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動

【現行接続料規則における機能】

端末回線伝送機能
端末回線伝送機能
端末回線伝送機能
端末回線伝送機能
公衆電話機能(光信号中継伝送機能、以下)
加入者交換機接続伝送専用機能
通信路設定伝送機能
ルーティング伝送機能

ルーティング伝送機能

ルーティング伝送機能

番号案内機能
手動交換機能

折返し通信路設定機能
通信路設定伝送機能
光信号電気信号変換機能
通信路設定伝送機能

通信路設定伝送機能
通信路設定伝送機能
呼関連データベース機能

光信号中継伝送機能

第一種指定設備管理部門

設備利用部門

配賦プロセスの透明化について

会計規則に基づき整理された費用と資産を管理部門と利用部門それぞれの設備区分に整理する際の手順を記載した接続会計整理手順書については、接続会計規則において必ずしも作成・公表を義務付ける明確な根拠となる規定がないため、明文の規定を設ける。

指定電気通信役務損益明細表等の費用配賦プロセスに関する記述をその配賦方法書に追加することを明確化し、配賦プロセスの透明化を図る。

	接続会計規則	電気通信事業会計規則(指定電気通信役務損益明細表等)
配賦基準 (原則)	第一種指定電気通信設備接続会計規則で規定	電気通信事業会計規則で規定
(詳細)		
配賦手順	<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; text-align: center;"> 会計処理手順書 【総務省に提出・公表】 ↓ (現状) </div>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; text-align: center;"> 指定電気通信役務損益配賦方法書等 【総務省に提出・非公表】 (現状) ↓ 指定電気通信役務損益配賦方法書等 【総務省に提出・非公表】 </div>
配賦フロー	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 接続会計整理手順書 【総務省に提出・公表】 </div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> 指定電気通信役務損益配賦方法書等 【総務省に提出・非公表】 </div>

作成・公表の根拠を明確化

配賦手順に関する記述を追加

接続会計「配賦フロー」の作成イメージ（施設保全費・試験受付の例）

接続会計処理手順書の記載

- < 費用の活動への帰属 >
試験受付業務に必要な費用であり、**支援設備の試験受付へ帰属**する
- < 支援設備の活動への帰属 >
受付件数比により**話中調べ**、**端末機器設定業務及び故障受付**に区分した後、**直接または故障件数比**により**主要設備の対応する活動区分へ帰属**する。

複数の頁を参照する必要

配賦基準の適用関係が不明

具体的な帰属先が不明

配賦フロー（会計研究会資料より作成）

配賦基準	配賦基準	配賦基準	配賦基準	配賦基準
** - ** 一般施設保全・試験受付	** - ** 試験受付	受付件数比	話中調べ	** - ** 端末系交換設備（音声）
			端末機器設定業務	** - ** 端末設備
			故障受付	** - ** 端末系伝送路（メタル）
				** - ** 端末系伝送路（光）
				** - ** 主配線盤（MDF）
				** - ** 主配線盤（FTM）
				** - ** 主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路
				** - ** 端末系交換設備（音声）
				** - ** 端末系交換設備（データ）
				** - ** 遠隔加入者線多重伝送装置
				** - ** 群タンデム交換設備
				** - ** 伝送機械設備
				** - ** 無線機械設備
				** - ** 中継線路設備
				** - ** 市外線路設備
				** - ** 地中設備
				** - ** 通信衛星設備
				** - ** 中継系交換設備（音声）
				** - ** PHS接続装置
				** - ** 総合デジタル網加入者モジュール
				** - ** 専用加入者線装置モジュール
				** - ** 専用線ノード装置
				** - ** 公衆電話設備
				** - ** 端末設備
				** - ** 機械設備

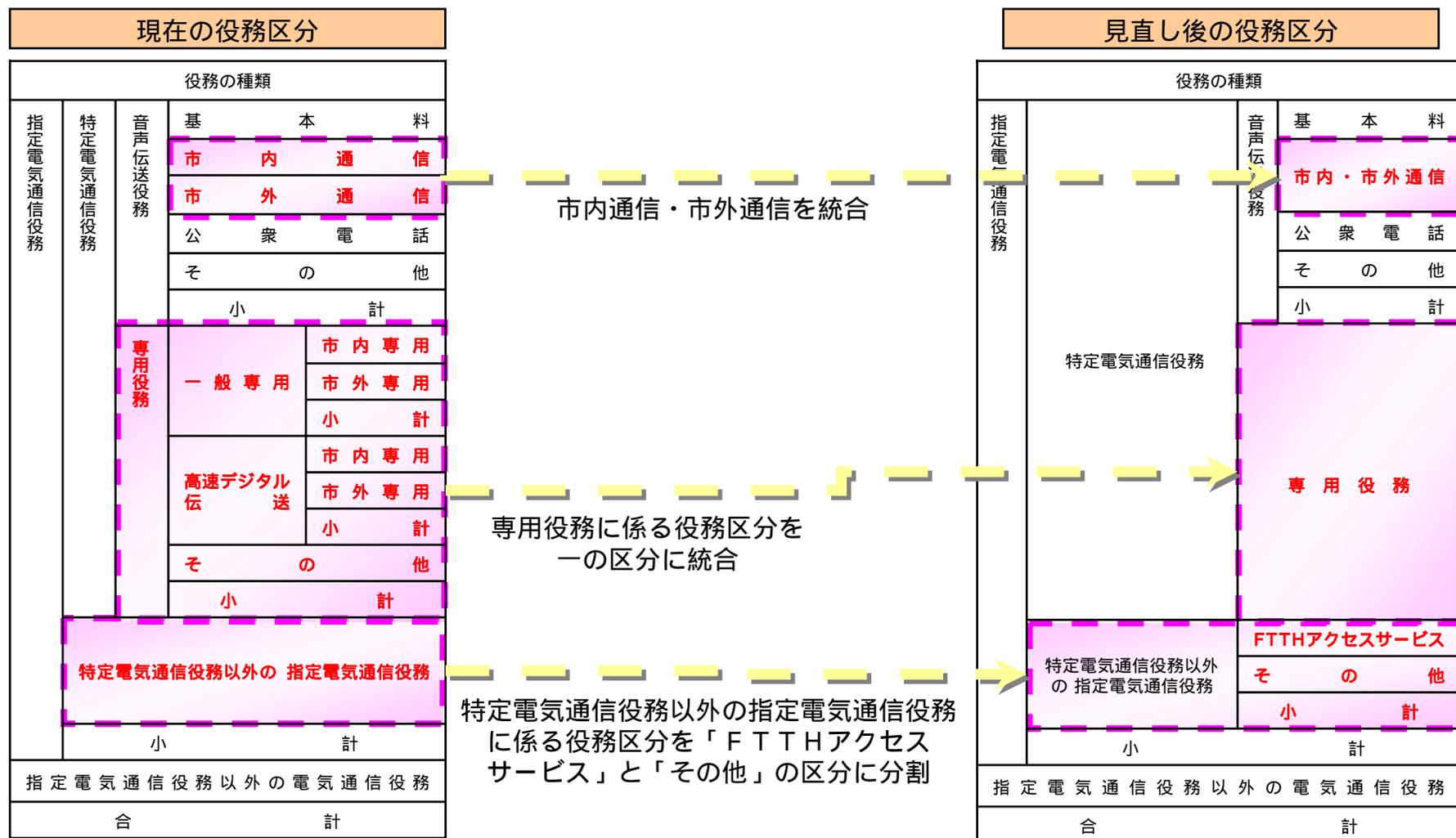
項目毎にコードを付与する

複数の配賦基準が併記されているものについて、配賦基準と配賦先の対応を明確にする

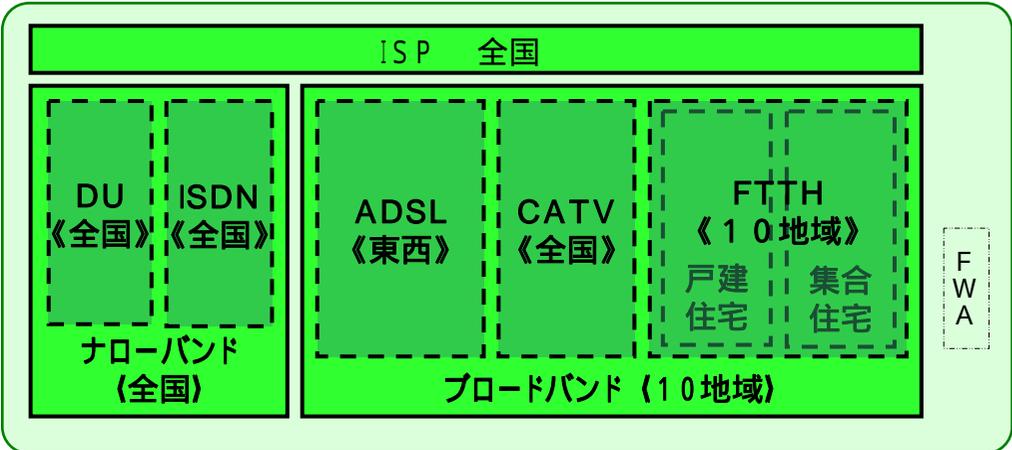
具体的な活動区分の帰属先が明確となっていないものについて、すべての帰属先を明記する

事業会計における役務区分の見直しについて

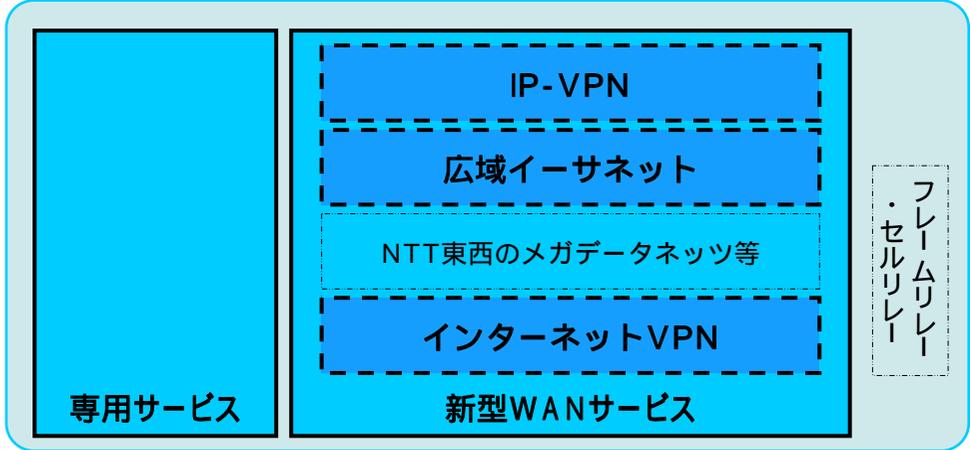
指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務に係る役務区分を「基本料」、「市内・市外通信」、「公衆電話」、「その他」の区分に簡素化し、専用役務に係る役務区分を一の区分に統合するとともに、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分を「FTTHアクセスサービス」と「その他」の区分に分割することにより、市場間の不当な内部相互補助を牽制・抑止し、指定電気通信役務の料金の適正な算定に資する。



インターネット接続領域

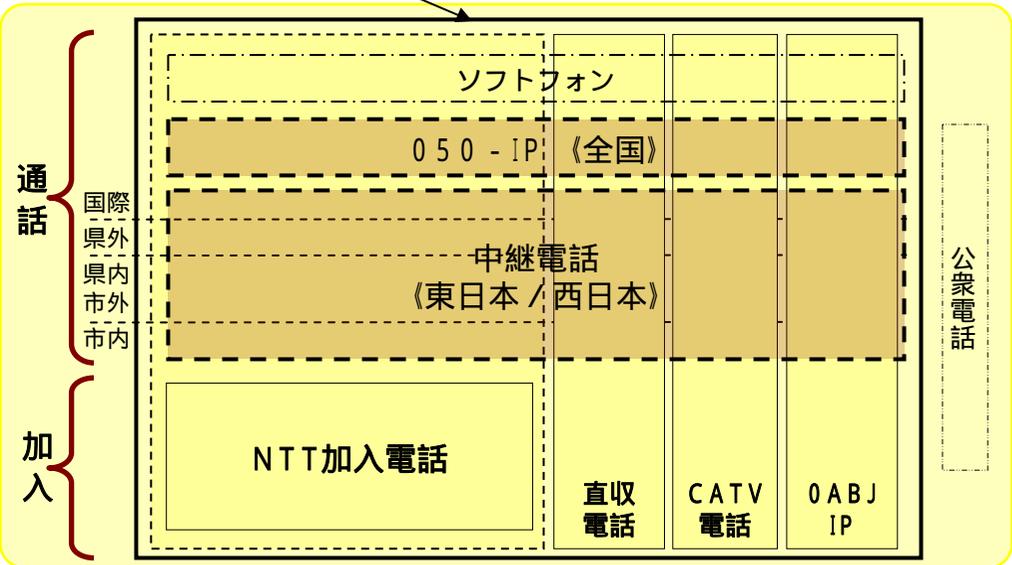


法人向けネットワークサービス領域

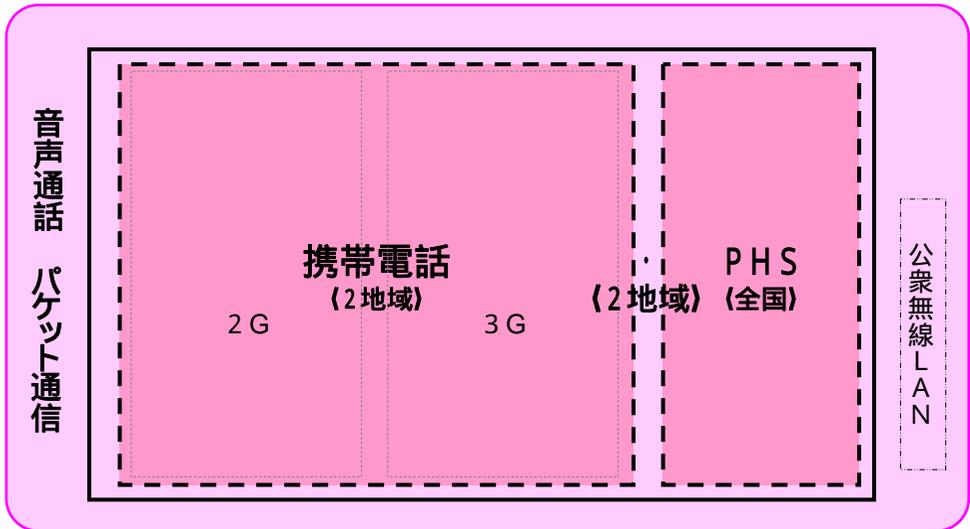


固定電話領域

固定電話市場の範囲 = NTT加入電話 + 直収電話 + CATV電話 + 0ABJ IP電話
 (東日本 / 西日本 10地域)



移動体通信領域



凡例： 画定市場 部分市場 (地理的市場)

出典：電気通信事業分野における市場画定 2006 (07年4月)

指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

指定電気通信役務損益明細表

該当するサービス

音声伝送役務

専用役務

データ伝送役務

指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	加入電話（加入者回線）	ISDN（加入者回線）	
			市内通信	加入電話（市内通信）	ISDN（市内通信）	
			市外通信	加入電話（県内市外通信）	ISDN（県内市外通信）	
			公衆電話	公衆電話		
			その他	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信	番号案内
	専用役務	一般専用	市内専用	一般専用サービス		
			市外専用			
		高速デジタル伝送	市内専用	高速デジタル伝送サービス		
			市外専用			
	その他	ATM専用サービス	IPルーティング網接続専用サービス	DSL等接続専用サービス		
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務			Bフレッツ（光ファイバ）	フレッツISDN	オフトーク通信サービス	
指定電気通信役務以外の電気通信役務	ひかり電話	加入電話付加機能				
		支店代行電話、内部通話用電話、有線放送電話接続電話、共同電話				
	無線専用サービス	映像伝送サービス				
	フレッツADSL	Bフレッツ（FWA）、フレッツオンデマンド、フレッツオフィス、Mフレッツ、フレッツコネクト、フレッツグループアクセス				
	メガデータネット	スーパーワイドLAN	信号監視通信サービス	映像データ通信網サービス		

電気通信事業法施行規則の一部改正について

電気通信事業法施行規則
様式第38の2

基礎的電気通信役務収支表

第1表

役務の細目		営業収益	営業費用	営業利益	摘要
加入電話	基本料	521,510	547,725	26,214	
	緊急通報	-	539	539	
	小計	521,510	548,265	26,754	
第一種公衆電話	市内通信	1,821	4,483	2,661	
	離島特例通信	3	9	6	
	緊急通報	-	2	2	
	小計	1,825	4,495	2,570	
合計		523,335	552,760	29,424	

交付金の算定は設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提

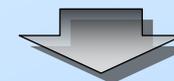
平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて報告すること

「基礎的電気通信役務の提供に関し講ずべき措置について」(06年11月)



	営業費用	
	うち、設備管理部門費用	うち、設備利用部門費用
547,725		×××
539		×××
548,265		×××
4,483		×××
9		×××
2		×××
4,495		×××
552,760		×××

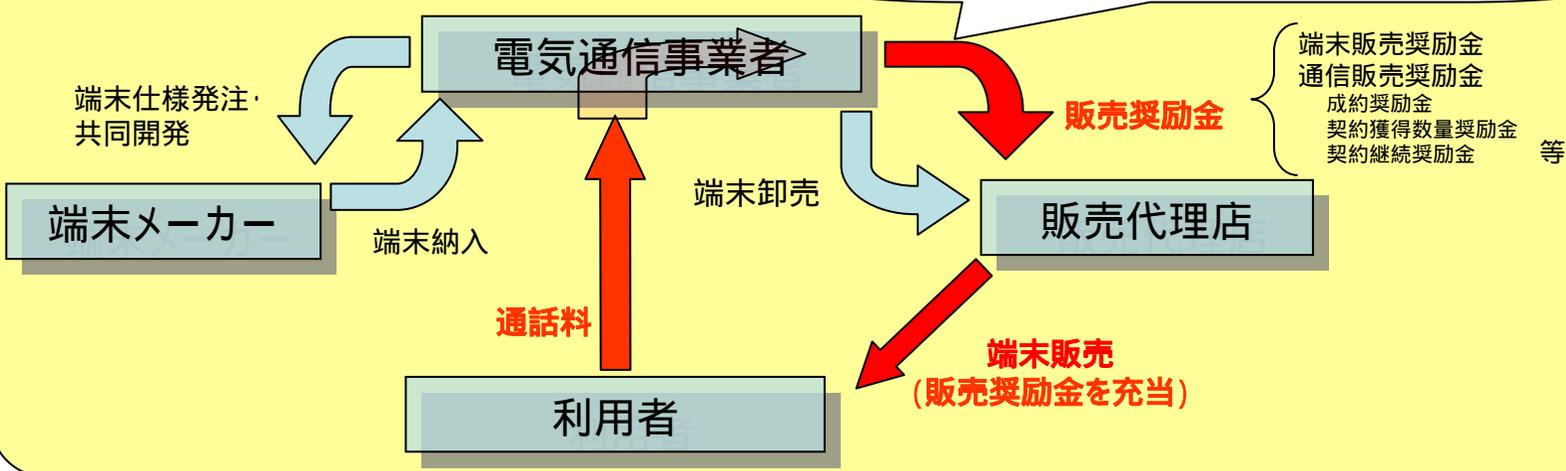
営業費用について、設備利用部門と設備管理部門に区分して内訳を再掲。



設備利用部門単体の営業費用を把握し、経営効率化の実績を検証。

事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化について

現状の販売モデル



留意点

端末価格と通信料金の区分の明確化
接続料原価等の適正性の確保

モバイルビジネス活性化プラン(平成19年9月21日)

2. 具体的施策

- (1) モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し
- (b) 販売奨励金に係る会計整理の明確化

現行の販売奨励金は、端末販売の促進を目的とする端末販売奨励金と通信サービス契約の締結・維持を目的とする通信販売奨励金の2つに大別されるが、両者を電気通信事業会計において分計することとし、所要の電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。)の見直しについて2007年度中を目途に実施し、2008年度から施行する。

なお、端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計について各事業者間の統一的な運用を確保するため、会計規則の改正に併せて、当該分計に関する運用指針を策定・公表する。その際、接続料及び卸電気通信役務の原価から端末販売奨励金を除くこととする。

また、上記改正後の会計規則に基づく会計実績を踏まえ、接続料及び卸電気通信役務の料金の適正性等について、定期的に検証を行う。

電気通信事業会計規則の一部改正

別表第二 財務諸表様式 様式第2 損益計算書 (記載上の注意)

2 電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払いの発生原因が電気通信事業に該当するものに限る。

事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化について

〔電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン(仮称)(案)〕

各電気通信事業者の販売奨励金の類型を明確化し、会計整理の具体的な考え方について各事業者間の統一的な運用を確保することにより、電気通信事業における会計整理が適正化され、これにより、各電気通信事業者の電気通信役務の原価の適正化が図られるとの目的を達成。

併せて接続料及び卸電気通信役務の原価の適正化が図られることを期待。

〔販売奨励金の類型、会計上の整理等〕

販売奨励金

電気通信事業者が、

端末設備を購入した電気通信役務の利用者 又は 電気通信役務の販売代理店等
に対して支払う費用であって、

i)当該利用者による端末設備の購入 又は ii)代理店等による電気通信役務に係る契約の締結の代理
等若しくは端末設備の販売等

に応じて支払いの発生する原因が生じる費用

通信販売奨励金

「電気通信役務契約の締結・変更（契約の成立又は当該契約への新たな役務の付加等）及び維持（契約内容の一定期間の継続）並びに一定期間における電気通信役務契約数の累計」が、支払いの発生する原因である販売奨励金

電気通信事業営業損益の営業費用に該当

通信販売奨励金以外の販売奨励金（以下「端末販売奨励金等」という。）について、電気通信事業営業損益以外へ計上（当該奨励金の金額が明確となるよう表示し、公表することが望ましい）。当該奨励金を当該電気通信事業営業損益以外へ計上する際の具体的手法は、実態を十分に踏まえた上で、会計監査の観点にも十分配慮しつつ行うことが望ましい。

事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化について

〔その他〕

ポイント制度

利用者の電気通信役務の料金の支払い額に応じて付与されるポイントは、その用途に関係なく付与時の会計年度に費用計上されるもの。他方、当該年度に費用計上後、当該ポイントを利用し端末設備の購入等を行う年度においては、再度費用計上されることがないため、そのポイントの用途により分類することは困難であることから、当該ポイントはガイドラインにおいて対象となる販売奨励金相当のものとは扱わない。ただし、ポイント制度は、これにより販売奨励金の会計整理の趣旨が没却されないよう、引続き注視。

代理店等の維持費用

代理店等の維持費用について、電気通信役務の契約の締結等に欠くことの出来ない要素であることから、少なくとも端末販売奨励金等とは分類し得ず、通信販売奨励金及び端末販売奨励金等とは異なる費目に分類。

定期的な検証

「モバイルビジネス活性化プラン」が、定期的（年1回）に検証を行うこととされていることから、本会計制度の見直しに係る各電気通信事業者の会計整理の適切性等についても定期的に検証を行うとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを実施。